

第4回 医薬品の販売等に係る 体制及び環境整備に関する検討会	資料
平成20年3月25日	1

情報提供を行うための販売体制

【情報提供を行うための販売体制】

専門家を置くことの基本的な考え

(情報提供と専門家の関係)

- ◎ 一般用医薬品の情報提供から、薬局及び医薬品販売業において、いなければならない専門家は以下の表のようになる。

	販売時に積極的な情報提供を行う場合	相談を受けて対応する場合
第一類医薬品	薬剤師	薬剤師
第二類医薬品	薬剤師又は登録販売者	薬剤師又は登録販売者
第三類医薬品	不要	薬剤師又は登録販売者

- 相談を受けて対応する場合の情報提供は薬剤師又は登録販売者が行う義務があることから、営業時間中は、薬剤師又は登録販売者を常時置くこととする。

(情報提供以外の業務における専門家の監督)

- ◎ 情報提供以外の業務は、必ずしも専門家が直接行う必要はなく、専門家以外の従事者が行うことも可能である。
- ◎ 専門家以外の従事者による業務が適切に行われるよう、専門家の監督の下に業務を行う必要がある。
- 専門家が十分に監督できるよう、これら専門家と専門家以外の従事者との関係において、販売体制に関する規定を設ける。

【情報提供を行うための販売体制】

専門家に関する体制整備

（薬局又は店舗における専門家の体制）

- 薬局又は店舗に情報提供を行う場所を設け、営業時間中は、その場所において薬剤師又は登録販売者より情報提供を行うものとする。
- 情報提供を行う場所について、複数設置の必要性を含めて、構造設備として規定する。
- 情報提供を行う場所を複数設置する場合は、当該場所ごとに専門家を必要数確保する。
- 営業時間中に専門家を常時置くため、営業時間に応じた販売体制に関する規定を設ける。

（区域における専門家の体制）

- 営業時間中に専門家が常時情報提供に対応できるよう、営業時間に応じた販売体制に関する規定を設ける。

【情報提供を行うための販売体制】

情報通信技術を活用する場合の考え方

- 以下の点について、今回の制度改正の原則にしたがって検討すべきと言う意見と、一般用医薬品をリスクの程度に応じて区分したことを踏まえて検討すべきと言う意見があった。

- 医薬品の販売については、対面販売が原則であることから情報通信技術を活用することについては慎重に検討すべきである。
- 第一類医薬品について、対面販売とすべきであり、情報通信技術を活用した販売を認めることは適当でないとしているが、どう考えるか。
- 第二類医薬品及び第三類医薬品について、対面販売を原則とすべきであるが、購入者の利便性に配慮し、深夜早朝に限り一定の条件の下で、テレビ電話を活用して販売することを引き続き認めることについてどう考えるか。
- 第三類医薬品については、リスクの程度や購入者の利便性、現状ある程度認めてきた経緯に鑑みると、薬局又は店舗販売業の許可を受けている者が、電話での相談窓口を設置する等の一定の要件の下で通信販売を行うことについて認めざるを得ないとされているが、どう考えるか。
- 電話での相談窓口において対応が行われる場合、どのような相談の内容が適当と考えるか。